さくら事務所便り

連絡先: 〒223-0051

神奈川県横浜市港北区箕輪町 2-7-36-1112

電話番号:045-562-4101

e-mail: info@sakura-management.net

女性特有の健康課題に よる影響と職場の取組み

女性従業員が、健康課題により仕事の生産性が低下したり、仕事を続けることを諦めたりすることは、企業にとっても大きな損失となります。そこで厚生労働省は、「働く女性の健康応援サイト」を設け、働く女性だけでなく、企業の担当者に向けても必要な情報を掲載しています。その一部をご紹介します。

◆女性特有の健康課題によ る職場への影響

経済産業省の調査「働く女性の健康推進に関する実態調査 2018」によると、女性従業員の約5割が女性特有の健康課題により「勤務先で困った経験がある」と回答しています。具体的な健康課題・症状としては、月経不順・月経痛、PMS(月経前症候群)、更年期障害、不妊・妊活、女性のがん・女性に多いがんなどです。

また、女性従業員の約4割 が女性特有の健康課題など により「職場で何かをあきらめなくてはならないと感じた経験がある」とも回答しています。具体的には、正社員として働くこと、昇進や責任の重い仕事につくこと、希望の職種を続けることなどです。

◆女性の健康支援のために できる職場の取組み例

- ○不調時に横になれる休憩 スペースの設置、冷え性に 対処した職場環境整備など
- ○がん検診受診料の補助
- ○女性特有の不調について 相談できる女性の産業医、 カウンセラーの配置など
- ○妊婦健診など母性健康管理のための制度・サポートの徹底
- ○ハラスメントのない職場環境づくり
- ○生理休暇を取得しやすい 環境の整備、不調時の休 養、治療・通院、検診と仕 事を両立するための休暇 制度の整備や柔軟な働き 方(フレックス、時差出勤、 テレワークなど)の導入

【厚生労働省「働く女性の健 康応援サイト」】

https://joseishugyo.mhlw.g o.jp/health/introduction.h tml

雇用調整助成金の 特例措置が終了します

◆12 月以降は通常制度によ る支給となります

雇用調整助成金の支給上限額引上げや助成率引上げ、提出書類の簡素化等の特例措置が、有効求人倍率の回復等を理由に終了し、令和4年12月以降、通常制度による支給となります。そのため、1日あたり支給上限額は一律8,355円となります。

◆特に業績が厳しい事業主 に対する経過措置が設け られます

ただし、特に業績が厳しい事業主については、令和5年1月31日まで1日あたり支給上限額を9,000円とする経過措置が設けられま

す。助成率も、令和3年1 月8日以降解雇等を行って いない場合は10分の9(大 企業は3分の2)となりま す。

◆令和5年2月以降はどう なる?

原則どおりの扱いとなりますが、クーリング期間制度が適用されずに再度の申請ができたり、申請書類が簡素化されたりする等の措置が、令和4年12月から令和5年3月の間、講じられます。

しかしながら、これまで 新型コロナ特例を利用せず、 令和4年12月以降新規に雇 用調整助成金を利用する事 業主は、経過措置ではなく 通常制度による申請を行う ため、生産指標の要件等、 通常制度の要件に該当する 必要があります。

◆令和4年12月から新たに コロナを理由として雇用 調整助成金を申請する場 合の要件緩和

その場合でも、令和4年 12月1日から令和5年3月 31日までの間、支給要件が 一部緩和されます。具体的 には、計画届の提出が不要 とされたり、休業や教育訓 練の延べ日数から時間外労 働の日数を差し引く残業相 殺が行われなかったりする ほか、一部の労働者を対象 とした短時間休業も助成対 象となります。 【厚生労働省「令和4年12 月以降の雇用調整助成金の 特例措置(コロナ特例)の 経過措置について(予定)」 PDF】

https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001008098.pdf

12 月の税務と労務の手続期限「提出先・納付先」

12 日

- 源泉徴収税額・住民税特 別徴収税額の納付[郵便 局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格 取得届の提出<前月以 降に採用した労働者が いる場合>

[公共職業安定所]

○ 特例による住民税特別 徴収税額の納付[郵便局 または銀行]

31 日

- 健保・厚年保険料の納付 「郵便局または銀行」
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者 でない場合) <雇入れ・ 離職の翌月末日>[公共 職業安定所]
- 固定資産税·都市計画税

の納付<第3期>[郵便 局または銀行] ※都・市町村によっては 異なる月の場合がある。

本年最後の給料の支払を受ける日の前日まで

- 年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出 [給与の支払者(所轄税務署)]
- 給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の配偶者控除等申告書、住宅借入金等特別控除申告書、給与所得者の基礎控除申告書、所得金額調整控除に係る申告書の提出[給与の支払者(所轄税務署)]※提出・納付期限が、土曜・日曜・祭日と重なる場合は、翌日になります。

~当事務所より一言~